



一般廃棄物処理基準について

令和 7 年度一般廃棄物処理業者講習会
環境局生活環境部廃棄物指導課

一般廃棄物処理基準(収集運搬・処分)

施行令第3条第1項第1号

(収集運搬・処分)

- ① 飛散流出の防止
- ② 悪臭・騒音・振動による生活環境保全上の支障防止措置

(収集運搬・処分のための施設)

- ③ 生活環境保全上の支障防止措置
(運搬車、運搬容器等)
- ④ 飛散流出防止・悪臭防止

一般廃棄物処理基準（積替え保管）

施行令第3条第1項第1号

★収集運搬の積替え保管は許可が必要

★一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替えを行う場合を除き、行ってはならない（収集・運搬の場合）

（実際にあった相談）

Q: 駐車場で廃棄物を荷積みしたまま、駐車してよいか？

A: 長時間は保管行為にあたりますので、ご遠慮ください。

Q: 道路上で車両Aから車両Bに廃棄物を積替えてよいか？

A: 廃棄物処理法違反となる可能性がありますので、ご遠慮ください。

一般廃棄物処理基準(積替え)

施行令第3条第1項第1号

①積替えの場所から一般廃棄物が
飛散・流出・地下浸透・悪臭発生することの防止措置

- ・汚水の流出防止のための排水設備
- ・ねずみや害虫の発生の防止

②積替え要件

- ・積替え場所の周囲に囲いを設ける
- ・掲示板を設ける

一般廃棄物処理基準(保管)

施行令第3条第1項第1号

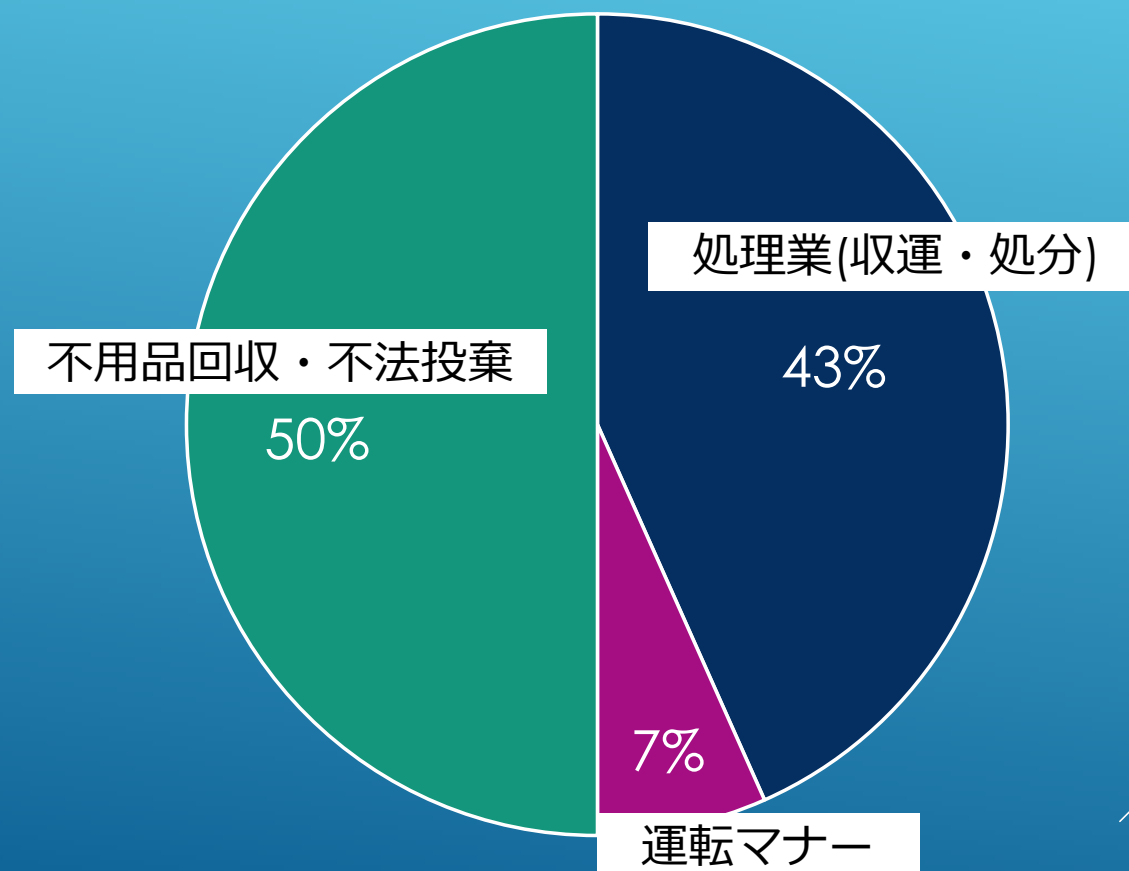
①保管の場所から一般廃棄物が
飛散・流出・地下浸透・悪臭発生することの防止措置

- ・汚水の流出防止のための排水設備
- ・ねずみや害虫の発生の防止

②保管要件

- ・保管場所の周囲に囲いを設ける
- ・掲示板を設ける
- ・積み上げた廃棄物の高さを基準以下にする

令和7年4月から10月末までに当課に寄せられた 苦情（計20件）



実際にあった苦情

処理業（収運・処分）編

・ 近隣に駐車されている収集車から生ごみの匂いが1日中して困っている。

・ 無許可で廃棄物の積替え保管をしている。

・ 早朝4時30分から収集作業をしており、騒音がひどく困っている。

実際にあった苦情

運転マナー編

- ・ 収集車が歩道に大きく乗り上げて停車したまま作業している。

- ・ 運転手が袋の中のごみを餌としてカラスに与えており、30羽ほど集まっていて周辺に迷惑となっている。

- ・ 処理センターへ搬入する収集車が明らかに危険な速度で道路を走っている。

実際にあった苦情

不用品回収・不法投棄編

・〇〇という会社の不用品回収のチラシがポストに入っていた。
不用品回収をお願いしてよいのか？

・ごみ集積所に不法投棄されている。どうにかしてほしい。

・道路上に布団が放置されている通行の支障となっている。

処理基準を守るために

従業員への教育が重要です

(収集運搬編)

- 走行時はホッパードアを閉める(飛散流出防止)
- スピードを出しすぎない(飛散流出防止)
- 路肩に長時間駐車しない(悪臭対策)
- 作業員が離れている間はエンジンを切る(騒音対策)
など

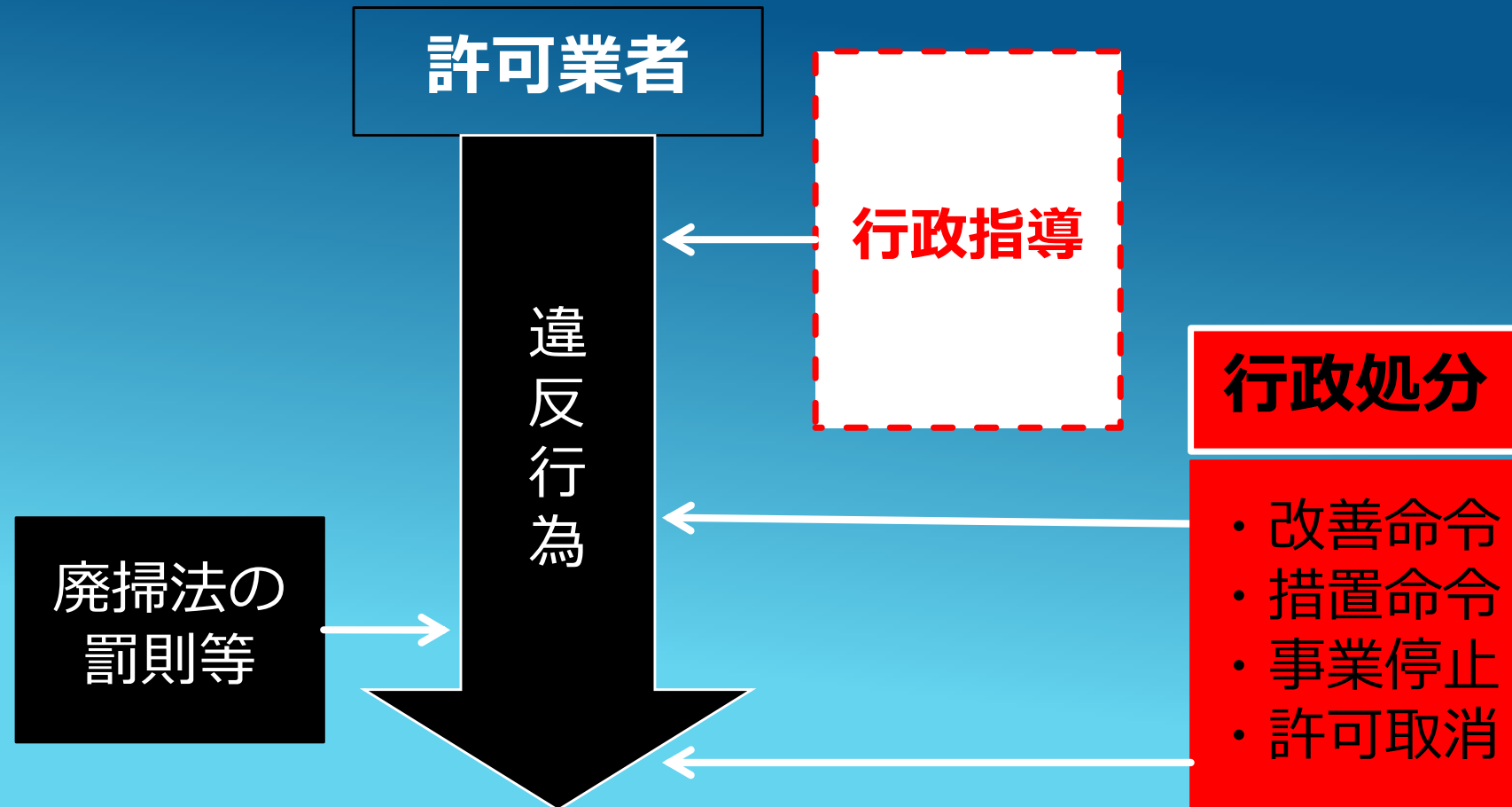
処理基準を守るために

従業員への教育が重要です

(処分編)

- 低騒音重機を使用する(騒音対策)
- こまめに散水を行う(飛散対策)
- 保管容量を守る(飛散対策)
- 常に飛散・流出・悪臭対策を行う

処理基準に違反すると？



行政処分（不利益処分）

- ・**改善命令**（法第19条の3第1号）

処理基準に適合しない処理が行われた場合、期限を定めて処理方法の変更など必要な措置を求める。

- ・**措置命令**（法第19条の4第1項）

処理基準に適合しない処理が行われかつ生活環境の保全に支障を生じている又は生じる恐れがある場合、期限を定めて、その支障の除去又は発生防止のために必要な措置を求める。

- ・**事業停止**（法第7条の3）

違反行為の改善に係る行政指導に従わなかったとき等になされる。

- ・**許可取消**（法第7条の4）

重大な違反行為などがあった時や欠格要件に該当した時等になされる。